

議案第157号

和解について（経済戦略局関係）

賃料相当損害金等請求事件について、次のとおり和解をする。

第1 当事者、事件名及び事件概要

| 当事者及び事件名 | 事件概要 |
|---|---|
| 1 原告 大阪市 被告 岸江 伸一郎 2 大阪地方裁判所 令和5年（ワ）第6974号 賃料相当損害金等請求事件 | <p>本市は、福島区野田2丁目11番地13所在の本市が所有する建物の一部（以下「本件建物」という。）に係る賃貸借契約（以下「本件契約」という。）の解除後も本件建物を不法に占有していた訴外西野田公設市場協同組合（以下「訴外組合」という。）に対し、本件建物に係る工作物収去建物明渡し等を求めて訴えを提起し、勝訴判決に基づき執行官に本件建物内の工作物の収去を完了させた。</p> <p>本市は、訴外組合に対し、上記不法占有に係る賃料相当損害金金22,204,044円（以下「本件賃料相当損害金」という。）、本件契約に係る滞納賃料から支払済みの金員を除いた金137,719円（以下「本件滞納賃料」という。）及び本件建物内の工作物の収去により本件建物を原状回復するために要した費用（以下「本件原状回復費用」という。）金4,031,576円の合計金26,373,339円並びに本件滞納賃料に対する遅延損害金、上記支払済みの金員に係る遅延損害金及び本件原状回復費用に対</p> |

する遅延損害金（以下これらの遅延損害金を「本件遅延損害金」という。）の支払を求めるとともに、本件契約に係る連帯保証債務の履行として、本件契約の連帯保証人である被告及び訴外人に対し、本件賃料相当損害金、本件滞納賃料及び本件原状回復費用の合計金26,373,339円並びに本件遅延損害金の支払をそれぞれ求めて訴えを提起した。

その後、被告に対する訴えに係る事件と訴外組合及び訴外人に対する訴えに係る事件の口頭弁論は分離されたところ、分離後の被告に対する訴えに係る事件について、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするものである。

第2 和解の要旨

- 1 被告は、本市に対し、金29,665,731円から支払済みの金員を除いた金員及び本件原状回復費用に対する遅延損害金の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、本市に対し、前項の金員のうち金7,980,584円を支払う。
- 3 被告が前項に定める金員を指定された期限までに支払ったときは、本市は、被告に対し、第1項のその余の支払義務を免除する。

令和6年9月12日提出

大阪市長 横山英幸

説明

賃料相当損害金等請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。